

令和7年2月18日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市社会福祉審議会
会長 鈴木 幸 雄

第5次石狩市地域福祉計画の策定について（答申）

石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、令和6年8月22日付け石福総第1093号で諮問のありました第5次石狩市地域福祉計画の策定について、本審議会において審議を行った結果、次の通り意見を付して妥当であると認め、ここに答申します。

記

- 1 計画の内容を広く周知し、地域福祉に対する意識の醸成を図りながら、本計画で掲げた基本理念の実現を目指すこと。
- 2 複雑化・複合化する福祉ニーズに対応するため、各分野における関係機関が横断的に連携を強化するなど、包括的支援体制の推進を図ること。
- 3 定期的な点検、評価を行い、計画の進捗状況の把握に努めること。また、法律や制度の改正など社会情勢の変化に対応し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。